平成２２年（フ）第３１７号
金沢市薬師堂町イ49番地
債務者　谷口　昌宏
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３２０号
金沢市駅西新町３丁目４番８号　ベルドミール駅西105号、従前の住所金沢市松村２丁目302番地１
債務者　佐藤　　淳
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５１号
山梨県南巨摩郡身延町車田1810番地１
債務者　望月たゑ子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２９号
名古屋市緑区六田１丁目234番地　辰野荘105号
債務者　近藤堅太郎
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３４号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地11棟404号
債務者　茅原江里子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７４８号
京都市西京区川島権田町６番地35
債務者　石井万里江
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７４９号
京都市西京区川島権田町６番地35
債務者　石井　伸幸
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８６号
京都市上京区智恵光院通下立売下る中務町486番地
債務者　小橋　一男
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５１号
京都市南区吉祥院東前田町20番地　安田荘３号室
債務者　曽我　光顕
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９８号
京都市左京区岡崎真如堂前町13番地
債務者　宮脇　佳代
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２００号
京都市西京区桂南滝川町19、登録原票記載事項証明書上の住所京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地15棟604号
債務者　西山吉夫こと　趙　　吉秉
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０１号
京都市西京区桂南滝川町19、登録原票記載事項証明書上の住所京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地15棟604号
債務者　西山重子こと　尹　　重子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０３号
京都市東山区大黒町通松原下る２丁目山城町284番地　北８号
債務者　田中　　忍
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３７号
京都府城陽市寺田宮ノ谷29番地の283
債務者　髙瀬　菊枝
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６２８号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目６番１号山下マンション205
債務者　坂本わか子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３６号
兵庫県西宮市石在町13番８号
債務者　林　　宏治
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８号
兵庫県たつの市龍野町島田750番地１
債務者　鎌田　収蔵
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部